



4～6歳
対象

現物給付方式に対応した 受給資格証を送付します



福祉医療費助成制度は、受診した医療機関で医療費を窓口負担し、約2～3か月後に口座振込で助成を受ける方式（償還払い方式）が基本ですが、子育て支援の一環として、平成29年4月から、0歳から3歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の子どもで一定条件を満たす場合は、窓口負担をせず、その場で助成を受ける方式（現物給付方式）を導入しました。

さらなる子育て支援の充実のため、平成31年4月から、現物給付方式の対象を6歳（未就学児）まで拡大する制度改正を実施します。

それに伴い、新たに対象となる方に現物給付方式に対応した新しい受給資格証をお送りします。

4月1日以降は、同封されている新しい受給資格証を使用してください（3月中は現在お持ちの受給資格証を使用してください）。

【 償還払い方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担し、
約2～3か月後に助成を受ける方式

一旦窓口で負担 ⇒ 口座振込

【 現物給付方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担せず、
その場で助成を受ける方式

窓口負担なし

平成31年
4月から
対象拡大

現物給付方式になるための一定条件（全ての条件を満たす必要があります）

鈴鹿市内在住の0歳から6歳到達年度末まで
（4月1日生まれは前月末日まで）の子ども
で鈴鹿市福祉医療費受給資格があること

鈴鹿市内の医療機関での、保険適用となる
医療費であること

（市内であっても、現物給付方式に対応しているかを、
受診の前に医療機関へご確認ください）

現物給付方式に対応した新しい受給資格証
と、健康保険証を受診時に提示すること

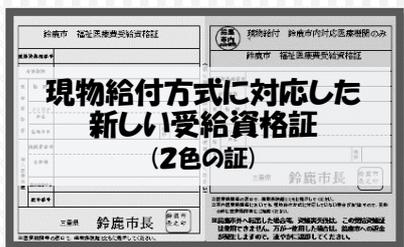


毎回、受診する度に提示が必要です

入院の場合は、**限度額適用認定証**も
提示すること

（限度額適用認定証は、加入する健康保険組合などから発行されます）

※全ての条件を満たさない場合は、償還払い方式となります。



保険証



限度額
適用
認定証

（入院の場合）

提示

窓口負担
なし 😊

※その他、公費負担制度の受給者証などをお持ちの方は、併せて提示してください

【左側】償還払い方式用

鈴鹿市外の医療機関など、現物給付を受けられない場合に必要です

【右側】現物給付方式用

鈴鹿市内の医療機関で現物給付を受ける場合に必要です

鈴鹿市 福祉医療費受給資格証	
受給資格証番号	1 2 3 4 - 5 6 7
有効期間	平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 8 月 31 日まで
① 受給資格者	住所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
	フリガナ スズカ タロウ
	氏名 鈴鹿 太郎
	生年月日 平成〇年〇月〇日 性別 男
② 加入医療保険	保険者番号 2 4 0 0 7 7
	名称等 鈴鹿市国民健康保険
	被保険者氏名 鈴鹿 花子
	記号番号 0 0 0 0 0 0
平成 31 年 4 月 1 日 三重県 鈴鹿市長 印	

現物給付 鈴鹿市内対応医療機関のみ	
鈴鹿市内のみ有効	
鈴鹿市 福祉医療費受給資格証	
4 その他1 (鈴鹿市一現物給付0-6歳)	
受給資格証番号	1 2 3 4 - 5 6 7
有効期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 8 月 31 日まで
受給資格者	住所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
	フリガナ スズカ タロウ
	氏名 鈴鹿 太郎
	生年月日 平成〇年〇月〇日 性別
平成 31 年 4 月 1 日 三重県 鈴鹿市長 印	

※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。
 ※市内医療機関等においても、現物給付方式に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。
 ※鈴鹿市外へ転出した場合等、資格喪失後は、この受給資格証は使用できません。万が一使用した場合は、鈴鹿市への返金が発生しますので、速やかに返却してください。

切り離さず山折りにして
使用してください

①住所・氏名…住民登録されている住所・氏名が表示されます



市外への引越し(転出)をしたときは、速やかに受給資格証を返還してください。



住所や氏名が変わった場合は、書き換えますので早めに届出をしてください。

※届出の際は、受給資格証、印鑑、申請者(父または母)の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。



②加入医療保険…健康保険証の情報が表示されます

健康保険証が変わったときは、書き換えますので早めに届出をしてください。



(保険証が変わっているのに届出をしないと、正しい金額で助成されない場合があります)

※届出の際は、お子さんの新しい健康保険証、受給資格証、印鑑、申請者(父または母)の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。



受給資格証は健康保険証と一緒に大切に保管していただき、
医療機関を受診する際に必ず提示してください



受付

現物給付方式についての

Q & A



Q 1. 現物給付方式で助成を受ける場合は、全ての費用が無料になりますか？

A 1. 保険適用となる医療費は、窓口負担はありません。
ただし、健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用は窓口負担が必要です。入院時の食事代の助成があるのは非課税世帯で食事代が減額された場合のみとなります。

Q 2. 鈴鹿市内の医療機関を受診した時に、現物給付方式に対応した新しい受給資格証を提示できなかった（忘れた）場合はどうなりますか？

A 2. 医療機関へ医療費をお支払いください。後日、受給資格証を医療機関へ提示していただくことで、償還払い方式で助成します。

Q 3. 現物給付方式の対象年齢「0歳から6歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）」がよくわかりません。

A 3. 例えば、平成 31(2019)年度に 6 歳になる(平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日生まれの)お子様なら、2020 年 3 月末日まで現物給付方式の対象期間となります。

Q 4. 鈴鹿市外の医療機関を受診するときはどうすればいいですか？

A 4. 鈴鹿市外でも三重県内の医療機関であれば、新しい受給資格証を使用いただけます。ただし、償還払い方式で助成します。
三重県外の医療機関を受診した場合は、今までどおり、領収書(保険適用・適用外のわかるもの)と受給資格証を持参のうえ手続きいただくと、償還払い方式で助成します。詳しくは、裏面の問合せ先までお尋ねください。

Q 5. 鈴鹿市外の病院で発行された処方せんで、鈴鹿市内の薬局で薬を受け取る場合、薬代はどうなりますか？

A 5. 鈴鹿市外の病院を受診し現物給付を受けられなかった場合でも、薬局が鈴鹿市内であれば現物給付の対象となります。
反対に、鈴鹿市内の病院を受診し現物給付を受けた場合でも、薬局が鈴鹿市外なら現物給付の対象とはなりません。

～お願い～

☑ **鈴鹿市外へ転出した場合、受給資格証は使用せず速やかに返還してください。**転出後に使用した(現物給付方式で助成を受けた)場合、後日、鈴鹿市に返金していただくことになります。

転出すると受給資格証は
使用できません



☑ 医療機関の窓口にて現物給付方式に対応した新しい受給資格証を提示すると、受給資格証表示の住所に変更がないか(鈴鹿市外へ転出していないか)の口頭確認がありますので、ご協力をお願いします。

すべての費用が無料に
なるわけではありません

☑ 健康診断や予防接種の費用、入院時の個室代など保険適用外の費用、食事の費用などは窓口負担が必要です。

そのような費用がある場合は、医療機関の窓口でお支払いください。



☑ 保育所や幼稚園でけがをした場合など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を受ける場合は、福祉医療費助成を受けることはできません(両方の制度を受けることはできません)ので、医療機関の窓口で医療費をお支払いください。

災害共済給付制度の給付を
受ける場合は、
医療機関の窓口で
「スポーツ保険を使用する」
とお伝えください

もし現物給付方式または償還払い方式で福祉医療費助成を受けた場合は、後日、鈴鹿市に返金していただくことになります。



☑ 医療費が高額になると、加入する健康保険組合など(以下、保険者)へ申請することで、高額療養費や附加給付金など(以下、給付金)が支給される場合があります。**現物給付方式で助成を受けている場合は、本人(保護者)に代わって鈴鹿市が保険者から給付金を受け取るようになります。**その場合は、本人(保護者)の委任状などが必要となりますので、鈴鹿市へ書類を提出していただくことになります。

保険者によっては、自動的に給付金が給与などと一緒に支給される場合があります。その場合は、本人(保護者)から鈴鹿市へ給付金相当額を返金していただくことになります。

お子様の健康状態を見守り 適切な受診を心がけましょう

重大な病気やけがをされた方のため、また医療費の増大などの問題を抑制するため、適正受診にご協力ください。



【問合せ先】

鈴鹿市福祉医療課 福祉医療グループ
(市役所本館 1階3番窓口)

TEL: 059-382-2788 FAX: 059-382-9455

E-mail: fukushiiry@city.suzuka.lg.jp

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18番 18号



鈴鹿市ホームページ 関連事項掲載アドレス

<http://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/index6.html>

TOP ページ>生活ガイド>生活便利帳>福祉・医療費の助成

(平成31年2月作成)